

新潟県林道施設災害復旧事業事務取扱要領

(趣 旨)

第1 林道に係る災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）及び災害関連事業（以下「関連事業」という。）の事務取扱については、「林道施設災害復旧事業取扱要領」（昭和34年7月30日付け34林野指第5683号）、「災害関連山村環境施設復旧事業実施要綱」（平成9年4月1日付け林野基第85号）、「新潟県補助金等交付規則」（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）、「新潟県林業関係補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）及び「新潟県林道補助事業事務取扱要領」（昭和41年9月30日。以下「林道事務要領」という。）の定めによるもののほか、この要領の定めるところによる。

(被害報告)

第2 林道の管理者は、災害により林道施設被害が発生したときは、次の区分に従いその被害内容を、地域振興局農林（水産）部長（新潟地域振興局新津支局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）に報告しなければならない。

- (1) 被害発生通知（被害発生後直ちに）
- (2) 被害速報（被害発生後2～3日毎に第3報まで）
- (3) 被害概況報告（被害発生後2週間以内）
- (4) 被害確定報告（被害発生後1ヶ月以内）

2 地域振興局農林（水産）振興部長（新潟地域振興局新津支局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）は、前項（1）～（3）の報告を受けたときは、管内の状況を把握し、速やかにその被害内容を林政課長に報告しなければならない。

3 地域振興局長（新潟地域振興局新津支局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所長）は、前項（4）の報告を受けたときは、管内の状況を把握し、速やかにその被害内容を農林水産部長に報告しなければならない。

(災害復旧事業計画概要書)

第3 規則及び要綱により復旧事業及び関連事業に係る補助金を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、災害発生後60日以内又は災害査定日の1週間前までに、別記第1号様式の災害復旧事業計画概要書を、知事に提出しなければならない。

(応急工事)

第4 事業主体が、査定日以前に「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令」（昭和25年政令第152号。）第2条第2項に規定する応急工事を実施する場合は、あらかじめ別記第2号様式により知事に協議しなければならない。

2 応急工事のうち、応急本工事については関係書類を2部知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の協議し、適当と認められる場合は、別記第3号様式により事業主体に通知する。

(事業費の決定通知)

- 第5 知事は、第3の規定により提出された災害復旧事業計画概要書に基づいて実施される災害査定の結果を、別記第4号様式により事業主体に通知する。
- 2 前項の災害査定は、「林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領」（昭和40年10月5日付け林野道第639号）により実施するものとする。

(施行承認申請)

- 第6 事業主体は、やむを得ない理由により復旧事業又は関連事業の補助金交付決定を受けないで、第4の規定による応急工事を除く当該事業を実施しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式により知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請を審査し、適当と認められる場合は、別記第6号様式により事業主体に通知する。

(施越工事調書)

- 第7 事業主体は、前条による施行の承認通知があり、かつ、補助金交付申請までに知事が竣工検査を行った箇所は、別記第7号様式により補助金交付申請以前に知事に提出しなければならない。

(高率補助適用申請)

- 第8 「農林水産施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）により、高率の補助率の適用を受けようとする市町村長は、要綱第7に規定する別記第3号様式により知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請を審査し、補助率が確定したときは、別記第8号様式により申請市町村長に通知する。

(内 示)

- 第9 知事は、農林水産大臣より当該年度の災害復旧事業費の補助金の額の内示があったときは、事業主体に補助金交付の内示をする。

(補助金交付申請)

- 第10 前条の規定により通知を受けた事業主体は、要綱第4の規定により知事に申請するものとする。

(事業計画の変更)

- 第11 事業主体は、やむを得ない理由により、知事の承認を必要とする変更があった場合は、別記第9号様式により3月10日までに知事に申請しなければならない。
- ただし、補助金交付決定後に申請する場合は次によるものとする。
- (1) 交付決定の変更を伴う場合は、要綱第4に規定する別記第1号様式の2により申請すること。

(2) 交付決定の変更を伴わない重要な変更の場合は、要綱第5に規定する別記第2号様式により申請すること。

(3) 交付決定の変更を伴わない軽微な変更の場合は、別記第8号様式の「事業費の決定の通知」を「補助金交付の決定の通知」に改めて申請すること。

2 申請書の添付書類は次によるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 変更理由書

3 知事の承認を必要とする変更とは、要綱の別表に定める重要な変更と、工法の変更等であって災害査定的主旨に相違すると認められる軽微な変更とするものとする。

4 工種・工法の変更を伴わないものであって、かつ、合併積算等によって事業費が減額となる場合は申請の必要がないものとする。

5 変更理由書については、重要変更の場合4部、軽微な変更の場合3部提出する。

6 知事は、第1項の申請を審査し、適当と認められる場合は、別記第11号様式により事業主体に通知する。

(査定設計委託費補助)

第12 査定設計委託費の補助を受けようとするものは、要綱第4に規定する別記第1号様式により知事に申請しなければならない。

(繰越工事)

第13 事業主体は、復旧事業及び関連事業が予定期限内に完了が困難となってやむを得ず繰り越す必要がある場合には、要綱第9及び林道事務要領第20条の規定により申請しなければならない。

2 事業主体は、前項によって申請し知事より承認を得た後、さらに予定期限内に完了が困難と判明した場合には、事業完了予定期限の延長を別記第10号様式により申請しなければならない。

3 知事は第1項及び第2項の申請を審査し、適当と認められる場合は、事業主体に通知する。

(書類の経由)

第14 この要領の規定により知事に提出する書類は、事業主体等の管轄する地域振興局(新潟地域振興局新津支局津川地区振興事務所にあつては同地区振興事務所)を経由して提出しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 「林道施設災害復旧事業および林道施設災害関連事業事務取扱要領」（昭和43年12月2日付け林第1507号）は平成12年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要領を実施の際、旧要領の規定により行われた手続きについては、この要領によって行われたものとみなす。
- 4 この要領は平成19年5月1日をもって改正し施行する。

別記第1号様式

平成 年林道災害復旧事業計画概要書（林道災害復旧事業補助計画概要書）

第 号
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

平成 年 月に発生した災害により被害を受けたので、「新潟県林道施設災害復旧事業事務取扱要領」第3の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

記

- 1 林道災害復旧事業計画概要書（林道災害復旧事業補助計画概要書）
- 2 位置図
- 3 災害原因を証する資料

注：「位置図」とは、被災地及び気象観測地を示す図面をいう。

「災害原因を証する資料」とは、気象データ等をいう。

第 号
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

平成 年発生林道災害復旧事業の応急工事の工法協議について

平成 年 月 日に発生した災害により被害を受けた 線 号箇所において、応急工事を施行する必要があるため、「新潟県林道施設災害復旧事業事務取扱要領」第4の規定に基づき、下記関係資料を添えて協議します。

記

- 1 応急工事を必要とする理由書
- 2 復旧計画概要書
- 3 添付書類
 - ① 設計図書
 - ② 見取図
 - ③ 被害状況写真
 - ④ 位置図
 - ⑤ 気象関係資料
 - ⑥ 林道台帳の写し

別記第3号様式

林第 号
平成 年 月 日

様

新潟県知事

平成 年発生林道災害復旧事業の応急工事の工法協議の承認について

平成 年 月 日付け 第 号で協議のあった平成 年発生災害（ 月
災害）林道 線 号箇所
の応急工事の工法については、協議工法のとおり実行して差し
支えありません。

なお、当該工事の事業費は、現地査定により決定することを申し添えます。

林第 号
平成 年 月 日

様

新潟県知事

平成 年 月 日 発生 月 日 災林道施設災害復旧事業
に関する事業費の決定について（通知）

農林水産大臣から事業費の決定通知がありましたので、通知します。
なお、事業の執行については施行承認申請等の手続により、速やかに実施願います。

記

- 1 平成 年 月 日 発生 月 日 災林道施設災害復旧事業費決定通知書

別記第5号様式

施 行 承 認 申 請 書

第 号
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

平成 年発生 災害林道 線 号箇所の林道施設災害復旧事業について、下記理由により施行したいので、「新潟県林道施設災害復旧事業事務取扱要領」第6の規定に基づき、下記関係資料を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 理由

注：「理由」は別紙理由書を添付しても構わない。

林第 号
平成 年 月 日

様

新潟県知事

林道施設災害復旧事業施行承認申請の承認について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった下記箇所の林道施設災害復旧事業の施行について承認します。

記

1 承認箇所

平成 年発生災害（ 災害）
線 号箇所

2 施行に関する手続き等は、「新潟県補助金等交付規則」、「新潟県林業関係補助金交付要綱」及び「新潟県林道施設災害復旧事業事務取扱要領」により行って下さい。

林第 号
平成 年 月 日

様

新潟県知事

平成 年発生災害に係る林道施設災害復旧事業
高率補助適用市町村の決定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記について、下記のとおり適用されることになったので通知します。

記

| 激甚災害 | | その他の災害 | | 適用規定 | | |
|------|-----|--------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 奥地 | その他 | 奥地 | その他 | 単年 連年別 | 広域 激甚災 | 局地 激甚災 |
| | | | | | | |

別記第9号様式

平成 年度林道災害復旧事業計画書変更承認申請書

第 号
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

平成 年 月 日付け林第 号で事業費の決定の通知のあった平成 年 月発生災害に係る平成 年度林道災害復旧事業計画書を変更したいので、「新潟県林道施設災害復旧事業事務取扱要領」第11の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
対象箇所： 年災 線 号箇所
- 2 収支予算書
- 3 変更理由書

別記第10号様式

平成 年度林道施設災害復旧事業の事業等完了予定期限延長承認申請書

第 号
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申 請 者
住 所
氏名（名称）

平成 年 月 日付け林第 号で繰越承認通知のあった平成 年度林道施設災害復旧事業について、事業完了予定期限内の完了が困難となったので、「新潟県林道施設災害復旧事業事務取扱要領」第13の規定に基づき、下記関係書類を添えて申請します。

記

1 路線名（工区及び箇所）

対象箇所： 年災 線 号箇所

2 添付書類

- (1) 事業延期期間及び理由書
- (2) 状況経過表
- (3) 変更対象工程表
- (4) 延期箇所位置図
- (5) その他（箇所見取図・状況写真）

別記第 1 1 号様式

林第 号
平成 年 月 日

様

新潟県知事

平成 年度林道災害復旧事業計画書の変更承認について

平成 年 月 日付け 第 号で申請の平成 年発生災害（ 月 災害）林道災害
復旧事業計画書の変更について承認します。